

## 平成23年度 第2回 茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

1 日 時 平成24年 2月27日 (月)

2 場 所 茨城労働局 2階会議室

3 委 員 (敬称略)

委員長 木島 千華夫 弁護士

委員 文堂 弘之 大学准教授 博士 (経営学)

委員 石川 知子 公認会計士・税理士

4 審議対象期

平成23年7月1日から平成23年12月31日までの契約締結分

5 審査契約件数

・ 公共工事【競争入札によるもの】

審査対象件数 : 6件

審議件数 : 3件

・ 公共工事【随意契約によるもの】

審査対象件数 : 6件

審議件数 : 3件

・ 物品・役務等【競争入札によるもの】

審査対象件数 : 15件

審議件数 : 3件

・ 物品・役務等【随意契約によるもの】

審査対象件数 : 1件

審議件数 : 1件

6 委員からの意見・質問に対する回答等

<p>公共工事 【一般競争入札】</p>	<p>求職者支援室設置に伴う改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>		<p>回答</p>
<p>応札が1者ですが、どのような理由が考えられますか。</p> <p>また、入札資格がCとDの業者は水戸市内にどれくらいあるのですか。</p> <p>この工事の契約業者は、審議対象一覧表の整理番号「2」の工事も契約をしていますが、同じ庁舎の工事ということですか。</p> <p>同一庁舎の工事であれば、一般管理費等の減免などはなかったのですか。</p> <p>応札業者が1者となった理由は、震災の影響による他の復旧工事等が多かったために入札希望者が少なかったと考えていいですか。</p> <p>入札公告後に業者へ声を掛けたりしたのですか。</p> <p>契約した業者は、同じように声を掛けた会社ですか。</p> <p>このように応札者が少ないという状況は、通常では考えられませんか。</p>	<p>入札資格がCまたはDの業者は、水戸市内に相当数あります。</p> <p>しかし、震災後の復旧や補修等の工事が色々なところで行われており、その影響があって今回は参加業者が少なかったと考えられます。</p> <p>また、工事金額が低い場合には、応札者数が少ない傾向も見られます。</p> <p>そうです。ただし、工事場所はそれぞれ7階と5階でフロアが別になります。</p> <p>工期がずれていますので、管理費等の減免はしてなく、別の工事として取扱いました。</p> <p>そう考えられます。</p> <p>公告後の入札申し込み状況をみて、3～4社に声を掛けました。公告当初には、業者からの反応が全くありませんでした。</p> <p>過去に入札に参加したり、労働局関係の工事を施工したりしている会社に声を掛けましたが、震災の被害による道路補修等の工事で忙しく、対応できないとの回答でした。</p> <p>業者側から公告期間の終盤頃に連絡、申し込みがありました。</p> <p>震災後は、全体的にみて応札業者が少ない傾向でしたので、影響が大きかったと考えられます。</p>	

<p>今回の工事の予定価格は 213 万円程度ですが、設計監理業者はどの程度のレベルで委託するのですか。</p> <p>以前の監視委員会で話がありましたが、設計監理業者については、複数の業者から見積書を徴して決定しているということですね。</p>	<p>改修工事等については、少額で簡易的な工事であれば別ですが、予定価格の積算や設計・施工監理などの際に専門的な知識や技術が必要になりますので、設計監理を委託することになります。</p> <p>そうです。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公 共 工 事 【一般競争入札】</p>	<p>龍ヶ崎労働基準監督署及び石岡公共職業安定所複層ガラス 改修工事</p>	
	<p>意 見 ・ 質 問</p>	<p>回 答</p>
<p>労働局の低入札価格調査の調査基準はどのようになっていますか。</p> <p>今回のケースは、予定価格が 1,000 万円を超えないので調査を実施していないということですか。</p> <p>本件工事（整理番号「3」）と「4」の工事を同じ業者が落札しており、二つの案件をあわせると予定価格が 1,000 万円を超えますが、このような場合には合算して考えることはないのですか。</p> <p>同様の工事である整理番号「3」～「5」の落札額をみると、いずれも落札率 70% 以下の低入札価格になるかと思いますが、予定価格が高すぎるということはないですか。</p>		<p>予定価格が 1,000 万円を超えるものが対象となります。</p> <p>そうなります。</p> <p>たまたま同じ業者が落札していますが、案件毎に予定価格が 1,000 万円を超えるかで判断しています。</p> <p>予定価格の積算には、一般的な資材価格などを参考にしています。</p> <p>複層ガラスの仕入れ値について、設計監理業者に確認をした結果、通常は定価の 5 割程度とのことであり、それを基にして計算しましたが、落札業者から提出された工事内訳書においては、予定価格の更に半額となっていました。</p>

<p>他者の応札額はどうなっていますか。</p> <p>資材を安く仕入れることが出来る業者が落札しているということですが、複層ガラスの素材の差はなかったのですか。</p> <p>仕入れ値については、単純に企業努力ということですか。</p> <p>整理番号「3」～「5」と同じ工事内容のものを、地域毎に分けて入札を行った効果はあったと考えられますか。</p> <p>また、それら全て同じ業者が参入しているのですか。</p> <p>一括して入札を行うより、地域を分けたことによって入札の参入機会が増えたという理解でよろしいですか。</p> <p>整理番号「3」～「5」は同一期日の入札ですか。</p> <p>仮に同じ業者が3件全てを落札した場合、工期が重複したりして施工能力的に問題はないですか。</p> <p>仮に落札しても施工能力に問題があると判断した</p>	<p>そのようなことがあって予定価格との差が生じています。</p> <p>本件工事（整理番号「3」）については、2番手の業者は「5」の工事を落札している業者で比較的低価格の応札額ですが、3番手の業者は予定価格と大きく変わらない応札額になっています。</p> <p>「4」と「5」についても、2番手あるいは3番手の業者は予定価格を若干上回っています。</p> <p>これらの工事を落札した2者が強い状況にありましたが、他者の応札額を見ると、予定価格が高すぎたということはないと考えています。</p> <p>仕様書で素材を指定しており、指定どおりのものが使用されました。</p> <p>なお、仕様書以外のものを使用する場合には、同等品使用としての申請をさせており、同程度の品質のものと認められれば使用可能としています。</p> <p>そうだと思います。</p> <p>全て同じ業者が参入したものではなく、応札者の増加に効果があったと考えられます。</p> <p>そう考えられると思います。</p> <p>そうです。</p> <p>そのような場合には、契約前に業者に確認をして判断することになります。</p> <p>そうなります。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>場合には、契約をしないということですか。</p> <p>今回の審議対象一覧表（公共工事・競争入札）を見ると、結果として、6件の工事に対する落札業者が3者だけとなっていますが、他に業者はないのですか。</p>	<p>他の業者も入札には参加していますが、結果として、低価格で応札、落札したのがこの3者となっています。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公共工事 【一般競争入札】</p>	<p>鹿嶋労働総合庁舎給水管改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>	
<p>給水管の交換時期が約20年と分かっているのであれば、事前に計画的に工事を行わないのですか。</p> <p>1者応札ですが、公告後すぐに業者が来たのですか。</p> <p>その間、他の業者へ声を掛けたりしたのですか。</p> <p>震災関係の工事が立て込んでいることからやむを得ないものと考えますが、参加業者がもう少しあってもいいのではないかと感じます。</p> <p>当初から震災の影響で応札者が少ないと予想はし</p>	<p>計画的に工事を行う場合もありますが、予算が限られていますので、緊急度・優先度が高いものから工事を実施することになるため、実際に問題となっからの対応となってしまうことが少なくありません。</p> <p>公告期間の半ばころです。</p> <p>鹿嶋の業者などの何社かに声を掛けましたが、この工事の工期は年度末近くになっていますので、業者としては県等からの他の公共工事が予定されているとのことで、工期が年度内と決まっているものは日程的に難しいとの回答でした。</p> <p>参加業者が増えるように引き続き努力して行きたいと思います。</p> <p>震災による影響が大きく、個人的には2～3者程度</p>	

<p>ていたのですか。</p> <p>もう少し応札者を増やすことができなかつたのかと感じます。</p>	<p>あればいい方かなと思っていました。</p> <p>今後、震災関係の工事が落ち着けば応札者数は増えるのではないかと考えていますが、今後も引続き応札業者が増えるように努力をしていきたいと思ます。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公共工事 【随意契約】</p>	<p>遮光フィルム貼付工事（茨城労働総合庁舎）</p>	
	<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>業者の選定理由として、「施工が一ヶ月半程度で可能であること」とあるが、どのように確認をしたのですか。</p> <p>メーカーでこの業者なら在庫を持っているとか教えてもらったのですか。</p> <p>何社に確認をしたのですか。</p> <p>急に工事実施が決まったのですか。</p> <p>急いで工事を実施する必要があったために公告をしなかつたのですか。</p>		<p>遮光フィルムを取り扱っているメーカーや業者に電話で問い合わせをしました。</p> <p>メーカーでは教えてもらえませんでした。デマンドコントローラーや遮光フィルムは、震災後の7月から実施された電力使用制限令の関係で急激に需要が高まったために品薄状態となり、早期に施工可能な業者も限られてしまいました。</p> <p>4社です。過去に監督署などで遮光フィルムを貼った業者にも確認しましたが、早期施工は難しいという状況でした。</p> <p>予算が付いて工事実施が決まったのが6月下旬であり、7月から9月まで3ヶ月間の電力使用量の削減目標を達成するために必要がありました。</p> <p>そうです。7月からの電力使用量を抑える対策の一つとして早急に措置する必要がありました。また、7月初めにメーカーや他の業者から確認した</p>

<p>工期内に目的を達成するために随意契約はやむを得なかったということですね。</p>	<p>ところでは、遮光フィルムの納入及び施工までに少なくとも2ヶ月以上かかるというようなことであり、入札を実施したとしても、工期的に間に合わないため、入札へ参加できないということでした。</p> <p>そうです。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公 共 工 事 【随意契約】</p>	<p>常陸鹿嶋公共職業安定所鉾田出張所長宿舎跡地の擁壁設置工事</p>	
	<p>意 見 ・ 質 問</p>	<p>回 答</p>
	<p>事案の説明の中で、関東財務局に引き継いだという話がありましたが、現在は労働局の管理ではないということですか。</p> <p>何社かに直ちに施工可能か電話等で問い合わせをしたのですか。</p> <p>随意契約をすることによって、比較的早く工事が出来たのですか。</p>	<p>はい。この工事の終了後に引き継ぎが完了しましたので、現在は関東財務局の管理となります。</p> <p>この土地の排水枘の撤去工事を3月に行う予定であった地元の業者に確認をしましたが、今回の工事は引き受けられないと断られました。</p> <p>他にも何社か電話で問い合わせをしましたが、いずれも断られました。</p> <p>工事の発注準備が整った後、速やかに契約して施工に至っておりますので、入札を行う場合よりも短期間で工事が開始できたと思います。</p> <p>本当はもう少し早く工事を実施したかったのですが、震災によって土地の一部が崩れ、境界杭が移動してしまったためにあらためて境界測量をすることになり、その後に設計となりましたので、工事開始までに時間がかかってしまいました。</p>

<p>6月の文書で工事の必要性が認められて施工が9月になったのは、測量等で時間が必要であったということですか。</p> <p>那珂市の業者が施工することになったのは、銚田市の業者に断られ、たまたまこの業者と契約したということですが、施工が可能か確認をした業者の数など、文書に具体的に残しておいたほうが良いと思います。</p> <p>この工事の設計施工監理業者は、他の工事でも設計施工監理をしていることが極めて多いと感じますが。</p>	<p>そうです。</p> <p>今後は、そのようにしたいと思います。</p> <p>予定価格に応じて見積もり合わせを何者かで行いますが、この設計施工監理業者が最も安価であることが多いためです。</p> <p>一覧表の公共工事【競争入札】の整理番号「1」及び「2」は他の業者へ委託しており、その業者の方が安価であったケースも何回かはありました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公共工事 【随意契約】</p>	<p>常総所屋上防水外壁タイル改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>		<p>回答</p>
<p>外壁がタイル張りになっているため、その補修工事費が高くなったとのことですが、他にもこのような庁舎はありますか。</p> <p>なぜタイル張りにしたのですか。</p> <p>今後何十年も使う庁舎だと思いますが、タイルの工</p>		<p>県内では常総所だけです。</p> <p>庁舎を建設した時期にもよるとは思いますが、庁舎を建設する際の設計は国土交通省（建設当時は建設省）で行っているため、なぜタイル張りとなったのかは分かりません。</p> <p>今後、検討したいと思います。</p>

<p>事が高額となるのであれば、一般的なカーテンウォール等の外壁に改修するなど、長期的な費用面での計画を立てた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>手間とお金をかけてまでタイル張りを維持する必要があるのか、今後検討しても良いと感じます。</p> <p>入札結果には3者の業者が記載されていますが、うち1者は入札額の記載がないのはなぜですか。</p> <p>辞退をした理由は何ですか。</p> <p>入札参加の申し込みが遅かったのですか。</p> <p>このようなケースは他にもありましたか。</p> <p>入札公告最終日から入札日までの期間について、柔軟に余裕を持ったほうが良いのではないですか。 人的に余裕がない会社の場合、工事費積算等の入札準備の時間が不足して参加が難しくなることがあります。</p> <p>公告から入札までの期間を長くするようになれば、参加しやすくなって応札業者も増える可能性があります。</p>	<p>分かりました。</p> <p>この業者は、入札参加の申し込みがありましたが、入札を辞退しました。</p> <p>入札するための工事金額の積算が間に合わなかったと聞いています。</p> <p>申し込みは遅かった業者です。</p> <p>あまりないと思います。 入札参加申し込み前に仕様書を確認して入札を断念する業者はありますが、入札参加を申し込んだ後に辞退するというケースは少ないです。</p> <p>今後検討したいと思います。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

物品・役務等 【一般競争入札】	平成23年度 下半期 就職支援セミナー業務委託	
意見・質問		回答
<p>               予定価格の積算において、平成23年度上半期の会場費の単価が大きく上がっているのはなぜですか。                 会場費が上がった理由は確認していますか。                 入札参加業者が提出する「関係会社一覧表」には、どのような意味があるのですか。                 現在公告をしている平成24年度分の入札については、数社問い合わせがあるということですが、今までどのような違いがあるのですか。                 1年分をまとめて入札することで参加業者が増え、今後競争性が増すということですか。             </p>	<p>               積算に使用した金額は、そのときに契約した業者から提出された見積書に記載された金額となります。                 震災の影響で、震災以前に使用していた会場が使用できなくなったケースがあり、そのために単価が上がったのではないかと考えられますが、詳細の確認はしていません。                 入札公告の中で、本件委託業務に関連する法令違反や社会保険料等の未納などが認められる場合には参加資格がないこととなりますが、親会社や子会社等の関連会社においても、同様の法令違反や未納保険料等が認められた場合には参加資格がないこととなるため、その確認のための書類として提出してもらうものです。                 大きく違うのは、平成23年度までは、上半期・下半期と年度分を2分割して契約していましたが、平成24年度は、分割せずに1年間分で契約を行うことになりました。                そのため、金額的や期間的にまとまったことで参加業者が増えたのではないかと思います。                 そうなると思います。             </p>	
<p>               本事案は適正とします。             </p>		

物品・役務等 【一般競争入札】	パソコン及びプリンター購入	
意見・質問		回答
<p>予定価格の積算方法はどのようにしていますか。</p> <p>落札額がかなり低価格となっていますが、理由として何が考えられますか。</p> <p>予定価格の積算のために参考見積書を提出した業者が落札していますが、そのようなことは一般的に好ましくない印象を受けますので、参考見積書をもう1者くらいもらっても良かったのではないのでしょうか。</p> <p>参考見積書による現状の価格と過去の入札実績等を平均化して予定価格を積算しているということですが、参考見積書を提出した業者は、予定価格についてある程度の認識ができてしまうと思われ、1者だけの参考見積書では少し問題があると思います。</p> <p>大手量販店が今回の入札に参加しており、この量販店は、一般の感覚では安価に仕入れができる業者と思いますが、入札の結果、約400万円もの大きな金額の差が生じた理由はどのようなものですか。</p>	<p>過去の入札時の実績と積算時点の価格（参考見積額）を基に平均値の割引率を算出し、標準価格にその割引率を掛けて算出しています。</p> <p>落札した業者が、仕様に合致する低価格の機種を調達することができたのだと考えられます。</p> <p>パソコン機器の価格は、モデルチェンジ後でメーカーや販売店に在庫が残っている場合とか、メーカーの販売キャンペーンなど、そのようなタイミングにちょうど合えば大幅に安くなることがありますので、今回はそういう事情もあったのかも知れません。</p> <p>今後、検討したいと思います。</p> <p>分かりました。</p> <p>入札の頃にあったタイの洪水による影響を受け、当初納入を予定していたパソコンの調達が出来なかったとのことで、別の機種で入札せざるを得なかったために高額になったと聞いています。</p> <p>入札内訳書を確認したところ、パソコンの金額について、単価で約16万円、合計金額で約387万円の差が認められました。</p>	

<p>予定価格の積算にあたって取った参考見積書は、1者から1機種のものだけであるので、その機種と価格帯が違う機種で入札があった場合に予定価格との比較が困難になると思います。</p> <p>比較をやすくするために、参考見積書を複数の者から複数の機種を取るとか、仕様をもっと詳細にするとかした方が良くと思います。</p>	<p>これは、両者の選定機種の違いももちろんあると思いますが、量販店側の記載金額に誤りがあったものと考えられます。</p> <p>その理由は、量販店が選定した機種について、メーカーのカタログに記載された希望小売価格が208,000円であるのに対して、量販店の入札内訳書に記載された単価が244,883円となっており、希望小売価格を上回っての販売は通常考えられませんので、何らかの手違いがあったものと思われました。</p> <p>今後、検討していきます。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

物品・役務等 【一般競争入札】	什器等購入	
意見・質問		回答
<p>入札参加業者が2者しかありませんが、他の業者が参入することが難しい契約内容なのでしょうか。</p> <p>予定価格の積算はどのようにしていますか。</p>	<p>一般的に販売されている事務用品等の購入に係るものであり、特殊な仕様なわけではないので難しくないと考えます。</p> <p>しかし、落札した業者は価格競争に強く、過去の同様の入札においても、他の業者はいつも勝てなかったことから、参加しても勝てないからと引いてしまっているように感じます。</p> <p>事務用品等は定価がはっきりしていますので、過去</p>	

<p>過去の割引率を用いて予定価格を積算しているということですが、実質的にはこの業者が落札した割引率が使用されることが多いため、入札時の割引率が同じ程度であれば予定価格に近い金額で落札になるということですか。</p> <p>より割引率の高い他の業者が現れないと落札は難しくなるということですね。</p> <p>物品関係の調達でこの業者に勝てる業者はなかなかいないということですか。</p> <p>今後も他の業者が参入して来ないと競争入札の意味がなくなってしまうと思いますが、他の業者が参入するための方策とかは何かないですか。</p>	<p>の入札時の割引率などを考慮して予定価格を決定しています。</p> <p>結果的にそういうことになります。</p> <p>そうなります。</p> <p>本年度の入札では、一度だけ他の業者が落札したことがありましたが、難しいかもしれません。</p> <p>今の制度上、最も安い価格を提示した業者と契約することになっており、低価格だけを理由にその業者を排除することは当然出来ません。</p> <p>予定価格を上げるわけにもいきませんし、仮に上げても結局は安い価格を提示した業者と契約することになってしまいます。</p> <p>利益が出ないと入札には参加して来ないと思いますので、難しい問題だと思います。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>物品・役務等 【随意契約】</p>	<p>デジタル複写機の購入交換及び保守（2台）</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>	
<p>入札額は、複写機本体の売買契約に係る金額と保守契約を合わせた総額となっていますが、その内訳が分からないのではないですか。</p>	<p>本件は、複写機の購入交換（売買）の契約と保守料の単価契約を別に契約しています。</p> <p>入札時には、その内訳が分かるように入札内訳書を</p>	

<p>内訳が分からない場合には、本体価格を安くして保守単価を高く設定された場合、保守料が非常に高額になってしまう恐れがあると思いますが。</p>	<p>提出させています。 保守料の単価は、仕様書において1枚あたり2.8円以下と定めています。 今回は何とか契約することが出来ましたが、保守料の単価を低く設定していることもあって、業者にとっては厳しい予定価格だったようであり、このような不落による随意契約という結果に至ったと思います。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	